



三重県議会傍聴規則

昭和39年5月26日

三重県議会規則第1号

[沿革]昭和40年12月17日三重県議会規則第1号、43年4月5日第1号、61年1月4日第1号、平成2年9月11日第1号、15年2月7日第1号、18年12月26日第2号改正

(この規則の目的)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席)

第2条 傍聴席は、一般席及び県政記者席に区分する。

2 一般席の定員は、180人とする。

3 議長は、必要があると認めるときは、前項の定員を減ずることができる。

(傍聴券等の交付)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴章の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第4条 傍聴券は、会議当日傍聴受付で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴章)

第5条 傍聴章は、県政記者に交付する。

2 傍聴章の交付を受けた者は、一會期を通じて傍聴することができる。

(傍聴券等の提示)

第6条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴章を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第7条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときには、傍聴券を返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第8条 傍聴人は、議場に入ることができない。ただし、報道関係者で写真取材のため特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

(2) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器、ラジオその他の音響装置の類を携帯している者

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に對し、係員をして、前項第1号から第3号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に對して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(3) 大声を発する等騒ぎ立てないこと。

(4) 楽器の類、音響装置の類その他により騒音を発する行為をしないこと。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならぬ。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 議長は、法第130条第1項又は前項の規定により退場を命ぜられた者については、当日の入場を禁止することができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 三重県議会傍聴規則(昭和26年11月19日三重県公報)は、廃止する。

附 則(平成18年12月26日三重県議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

問い合わせ先:県議会事務局

電話:059-224-2877／ファックス:059-229-1931／E-mail:gikaik@pref.mie.jp



All Rights Reserved,Copyright(C)2008,Mie Prefectural Assembly
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

○京都市会傍聴規則

◆制定 昭和35年 7月 5日市会規則第 1号
◆改正 昭和36年 5月第 1号 昭和56年 9月第 1号
昭和57年12月第 1号 昭和59年 1月第 1号
平成15年 9月第 1号 (全部改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席、車いす・盲導犬等傍聴席、特別席及び記者席に分ける。

2 一般席は、次項から第5項までに掲げる席を利用する者以外の者の傍聴の用に供する。

3 車いす・盲導犬等傍聴席は、車いす利用者又は身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法第2条に規定する身体障害者補助犬をいう。)を同伴する者の傍聴の用に供する。

4 特別席は、公費その他議長が特に必要と認める者の傍聴の用に供する。

5 記者席は、報道関係者の傍聴の用に供する。

(傍聴券の交付等)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる傍聴券の交付を受け、これを常に携帯しなければならない。

- (1) 一般席 一般傍聴券
- (2) 車いす・盲導犬等傍聴席 車いす・盲導犬等傍聴券
- (3) 特別席 特別傍聴券
- (4) 記者席 記者傍聴券

(傍聴券の交付枚数)

第4条 傍聴券の交付枚数は、次のとおりとする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、傍聴券の交付枚数を制限することができる。

- (1) 一般傍聴券 102枚
- (2) 車いす・盲導犬等傍聴券 3枚
- (3) 特別傍聴券及び記者傍聴券 議長が必要と認める枚数

2 議長は、第6条の規定により傍聴券の返還を受けたときは、当該返還を受けた傍聴券の枚数を超えない範囲内で、同種の傍聴券を追加して交付することができる。

(傍聴券の交付方法)

第5条 傍聴券の交付方法は、次のとおりとする。

- (1) 一般傍聴券及び車いす・盲導犬等傍聴券(以下「一般傍聴券等」という。)は、会議の当日、指定の場所において先着順に交付する。
- (2) 特別傍聴券及び記者傍聴券は、有効期間を定めて交付する。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、会議日ごとに、その前日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日にに関する法律に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日前において、最も近い日曜日等でない日)までに議員から申込みがあったときは、議員1人について一般傍聴券等を1枚に限り、交付することができる。

(傍聴券の返還)

第6条 一般傍聴券等の交付を受けた者は、傍聴を終えたときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第7条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ(疾病その他正当な理由がある場合を除く。)等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラその他会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議の進行の妨げになる行為をしないこと。
- (2) 他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 録音又は撮影をしないこと。ただし、議長の許可を得た者は、この限りでない。

(警備員の指示)

第10条 傍聴人は、警備員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、議長が秘密会であることを宣言し、退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 議長は、傍聴人がこの規則に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該者を退場させることができる。

附 則

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

○相模原市議会傍聴規則

平成11年4月1日市議会規則第1号

相模原市議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、相模原市議会の会議の傍聴に關し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(定員)

第3条 一般席の定員は、90人とする。

(傍聴券等の所持)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証を所持しなければならない。

(傍聴券)

第5条 傍聴券は、会議日の当日に受付で先着順に交付する。

2 傍聴券は、交付当日に限り有効とする。

(傍聴証)

第6条 傍聴証は、報道関係者で議長が特に必要があると認めるものに対し、有効期限を定めて交付する。

2 傍聴証を所持する者は、隨時会議を傍聴することができる。

3 傍聴証を所持する者は、傍聴の必要がなくなったときは、速やかに傍聴証を返還しなければならない。

(傍聴席への入場)

第7条 傍聴券又は傍聴証の交付を受けた者(以下「傍聴人」という。)が傍聴席に入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券又は傍聴証を係員に提示しなければならない。

2 傍聴人が第3条の定員に達したときは、傍聴券を所持する者でも入場することができない。

(傍聴券等の提示)

第8条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(議場への入場禁止)

第9条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入場することができない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) 旗、のぼり、垂れ幕、プラカード等気勢を示すおそれのある物を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機(携帯電話機等を除く。)、録音機、ビデオカメラ、写真機の類を携帯している者。ただし、第12条の規定により撮影をし、又は録音等をすることにつき議長の許可を得た者を除く。

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、静謐にし、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して可否を表明し、又は拍手をしないこと。

(2) 談話し、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。

(3) 携帯電話機等については、電源を切ること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の制限)

第12条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により許可を受けようとする傍聴人は、撮影等許可申請書(別記様式)を議長に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により許可を受けた傍聴人は、議長から交付された撮影等許可証を所持しなければならない。

(秘密会の開会)

第13条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第14条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第15条 傍聴人がこの規則に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないとときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

2 傍聴券の交付を受けた者は、前項の規定により退場を命ぜられた場合、直ちに傍聴券を係員に返還して退場しなければならない。

3 傍聴証の交付を受けた者は、第1項の規定により退場を命ぜられた場合、直ちに退場しなければならない。

(補則)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 相模原市議会傍聴規則(昭和40年市議会規則第1号)は、これを廃止する。

□別記様式(第12条関係)

撮影等許可申請書		
相模原市議会議長 殿		
平成 年 月 日		
住所及び団体名 申請者		
種 別	撮 影	録 音
年 月 日	年 月 日 ~	年 月 日
目 的		
使 用 機 材		
撮影録音上 の特殊事項		
上記のことについて許可してよろしいか。		
押 印 欄	起案	・ ・
	決裁	・ ・

○松山市議会傍聴規則

平成18年3月27日

議会規則第1号

松山市議会傍聴規則（平成9年議会規則第1号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席と市政記者席とに分ける。

(傍聴の受付)

第3条 一般席で会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付に申し出なければならない。

2 前項の場合において、20人以上の団体で会議を傍聴しようとするときは、事前に、団体の名称及び人員並びに代表者又は責任者の氏名及び連絡先を議会事務局に申し出なければならない。

3 市政記者席で会議を傍聴することができる者は、議長があらかじめ認めた市政記者とする。

(入場の制限)

第4条 議長は、傍聴席が満員となったときその他必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 囁器その他人に危害を加えるおそれのある物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 旗、のぼり、プラカードの類及び拡声器その他示威宣伝の用に供される物を持っている者
- (4) 引率者のない12歳未満の者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 議事の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (4) 携帯電話その他の通信機器は、着信音等を発しない措置をとること。
- (5) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者については、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならぬ。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この規則は、平成18年5月25日から施行する。

第2編 議会・選挙／第1章 議会

○紫波町議会傍聴規則

昭和58年6月30日議会規則第2号

目 次

標題等

題名

日本則

第1条(趣旨)

第2条(傍聴席の区分)

第3条(一般席の定員)

曰 第4条(傍聴の手続)

第2項

第3項

第5条(議場への入場禁止)

曰 第6条(傍聴人の守るべき事項)

第2項

第7条(係員の指示)

第8条(違反に対する措置)

曰 制定附則

第1項

第2項

曰 改正附則

附 則(昭和62年12月24日議会規則)

附 則(平成23年1月17日議会規則)

○紫波町議会傍聴規則

昭和58年6月30日議会規則第2号

改正

昭和62年12月24日
議会規則第2号
平成23年1月17日議会規則第1号

紫波町議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、紫波町議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(一般席の定員)

第3条 一般席の定員は、17人とする。

(傍聴の手續)

第4条 ~~会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。~~2 ~~傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。~~3 ~~傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。~~

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、示威的行為及び議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。

2 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をするときは、議事を妨害し、又は他人の迷惑とならないようにしなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならぬ。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

1 この規則は、昭和58年7月17日から施行する。
2 議会傍聴人取締規則(昭和30年紫波町議会規則第2号)は、廃止する。

附 則(昭和62年12月24日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年1月17日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

印刷モード

終了

○町田市議会傍聴規則

昭和45年2月18日
議会規則第2号
議会事務局

注 平成18年12月から改正経過を注記した。

町田市議会傍聴規則(昭和33年3月議会規則第2号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席(車いす使用者等席を含む。以下同じ。)及び報道関係者席に分ける。

2 前項に定めるもののほか、親子傍聴室を設ける。

(平18議会規則1・平24議会規則1・一部改正)

(傍聴券等の交付)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証(以下「傍聴券等」という。)の交付を受けなければならない。

2 傍聴券等の様式は、議長が別に定める。

(傍聴券)

第4条 傍聴券は、会議の当日所定の場所で先着順に交付する。

2 傍聴券は、交付の日に限り有効とする。

(傍聴証)

第5条 傍聴証は、報道関係者で議長が特に必要があると認める者に交付する。

2 傍聴証は、交付の日からその年の末日まで有効とする。

(傍聴人の定員)

第6条 傍聴人の定員は、一般席にあっては82人、報道関係者席にあっては7人とする。ただし、議長が必要と認めるときは、定員を変更することができる。

2 一般席の傍聴人が前項の定員に達したときは、議長は、傍聴券を所持する者でも入場させないことができる。

(平18議会規則1・全改、平24議会規則1・一部改正)

(議場への入場禁止)

第7条 傍聴人は、いかなる理由があっても議場に入ることはできない。

(傍聴席に入ることのできない者)

第8条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、すみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

この規則は、昭和45年3月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月11日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年9月27日議会規則第2号)

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

附 則(平成6年4月28日議会規則第1号)

この規則は、平成6年6月6日から施行する。

附 則(平成10年4月20日議会規則第1号)

この規則は、平成10年6月1日から施行する。

附 則(平成18年12月1日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月12日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の町田市議会傍聴規則の規定は、平成24年7月17日から適用する。

○白老町議会傍聴規則

平成19年8月27日
議会規則第1号

白老町議会傍聴規則(昭和62年議会規則第2号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるとともに、町民の議会傍聴の利便性を確保し、かつ会議の円滑な運営を維持することを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の定員は、30人とする。

(傍聴の手続)

第4条 会議の傍聴に関する一切の手続きは、必要としないものとする。

2 傍聴は、先着順とする。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は議場に入ることができない。

(傍聴人の責務)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静肅を旨とし、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害、示威的行為及び他の傍聴人の迷惑になる行為してはならない。

(議案資料の提供等)

第7条 議長は、傍聴人に議案の審議に用いる資料を提供又は貸出しを行い、町民の議会傍聴の利便性の確保及び傍聴意欲の高揚に努めなければならない。

(写真、ビデオ撮影及び録音等の自由)

第8条 議長は、傍聴席における写真、ビデオ等の撮影及び録音(以下「撮影等」という。)について、議事の進行の妨げとなつていると認めたとき、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼしていると認めたときは、撮影等の方法の変更を求めることができ、これに従わぬ場合は、撮影等を禁止することができる。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならぬ。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないとときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成21年1月23日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。